

副議長（高橋賢治君） 澤村 理君。

〔2番 澤村 理君 登壇〕

2番（澤村理君） 本日最後の質問者であります、社民党議員会の澤村であります。通告に基づきまして、3点について質問させていただきたいというふうに思っております。まず、質問の1点目は、雇用の創出についてであります。

平成22年度の雇用対策として、平成21年度に引き続いて、国の基金を活用し、計2億3,000万円余りの予算でふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業を実施して、計202人の雇用を創出するとされています。また、市単独の事業として、離職者の職業訓練に対する助成や非正規職員などを正規職員化した事業所に対する助成も実施するとされています。現在もなお厳しい雇用情勢を受けて、これらの施策を実施されること、特に、国の基金を活用した事業につきましては、全市横断的に積極的に取り組まれていることに対しまして、心から敬意を表したいというふうに思っております。

しかしながら、国の基金を活用した事業につきましては、今のところ平成23年度までとされており、その性格を一言で言えば、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、民間企業等の新規雇用に対する助成、そして、緊急雇用創出事業につきましては、離職者が次の就職先を見つけるまでのつなぎの臨時雇用といったものであると認識しております。経済雇用情勢が今後どうなっていくのか全く読めない今、射水市としては、短期的に何とかしのいでいくというような施策ではなくて、もう少し中・長期的で安定した雇用の創出を真剣に考えなければならないときが来ていると考えております。

景気が冷え込んでおりまして、企業活動が余り活発でないというこのときには、一つには行政主導で一定程度の雇用が見込めるような産業を育成すること、それがかなわなければ、市や市の関連団体などで雇用の門戸を開いていくことも求められてしかるべきと考えております。これまでの市の定員適正化計画につきましては、本年4月1日現在で目標を23.4%超過して達成するようであります。当局としては、これからもこれまでどおり退職者の補充を抑制していく方針のようではありますが、さまざまな職種の中で、特に技能労務職につきましては、合併前の5市町村の時代の平成15年から全く退職者の補充を行っておらず、臨時職員の配置で済まされております。ある調理職場では正規職員が配置されておらず、臨時職員だけで調理業務を行っているという実態も聞き及んでおります。ちなみに、お隣の富山市や高岡市で来年度採用の技能労務職の募集を行ったところ、厳しい雇用情勢を反映してか、いずれも50倍とか30倍とかという高い倍率で応募があったようです。こうした雇用情勢、そして近隣他市の状況、現場の実態などを踏まえて、今後の市や市関連団体における職員採用についての当局の御見解をお伺いいたします。

次に、質問の2点目は、障害者自立支援法についてであります。

2006年に旧与党によって施行された障害者自立支援法は、今回の連立政権の政策合意によれば、この法律を廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくとされております。この合意に基づき、総理大臣を本部長とする障害者制度改革推進本部が設置され、障害者自立支援法に係る新法や、新法への移行期間における自立支援法の手直しなどが鋭意検討されているとのことであります。こうした動きを受けて、国の平成

22年度予算では、低所得の障害者等の福祉サービス及び補装具における利用者負担の軽減で約107億円、そして、グループホームなどの障害福祉サービスの推進に5,719億円が盛り込まれております。富山県においても、自立支援法の施行以来、知的障害者などの地域移行が推進されてきており、最も重要な地域での住まいの場としてグループホームの整備が進められてきており、平成22年度においては、グループホーム等設置推進事業に1億円余りの予算が計上されています。

そこで、本市におけるこれまでの障害者の地域移行の状況、地域移行の流れにあっても施設入所を希望されて待機されている重度の障害の方もおられると思いますので、そうした待機の状況、また、自立支援法廃止に向けての本市の考え方につきまして、当局の御見解をお伺いいたします。

最後に、質問の3点目は、地域公共交通の拡充についてであります。

これまでの構造改革の交通部門における規制緩和により、全国で身近なバスや鉄道などの不採算路線の廃止が相次いだことを受けまして、高齢者や学生などのいわゆる交通弱者の移動手段の確保を図る施策が必要とされています。また、中央集権的で事業者本位の交通政策を改め、本格的な高齢社会の到来と地球環境問題への対応も重要な課題となってきているというふうに思います。

こうしたことから、国土交通省は、人と地球に優しい総合的な交通政策の柱とする交通基本法の制定を目指して検討会を立ち上げ、議論を進めているようであります。この交通基本法検討会は、「コンクリートから人へ」の政策転換の中で、危機的な状況にある地域公共交通を維持・再生し、人々の移動を確保するとともに、人口減少・少子高齢社会の進展、地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、交通政策全般にかかわる課題、将来の交通体系のあるべき姿、交通に係る基本的な法制のあり方等について基本的な検討を行っており、6月ごろに検討結果をまとめ、2011年度予算に間に合うよう法案提出を目指しているということでもあります。

本市におきましては、地域公共交通の目玉としてコミュニティバスの運行を実施されております。市長の提案理由説明の中で、利用率が伸びない地域については地域の実情に即した見直しを行うとされていましたが、今後どのような手法で進めていく方針なのか、当局の方針をお尋ねしたいと思います。また、先ほど述べました国交省の交通基本法制定の動きと、万葉線や新幹線開業に伴うJR並行在来線の経営分離の問題を踏まえて、今後の地域公共交通のあり方をこれから総合的に検討していく必要があると思っておりますが、これに対しての当局の見解をあわせてお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

副議長（高橋賢治君） 当局の答弁を求めます。

宮田企画総務部長。

〔企画総務部長 宮田雅人君 登壇〕

企画総務部長（宮田雅人君） 議員御質問の1点目、雇用創出策についてお答えいたします。

経済状況や雇用情勢が好転しない中、市といたしましても、緊急雇用やふるさと雇用を初め、各種事業に幅広く取り組んでおり、市みずからも、臨時的職員などの雇用、就業機会の創出に鋭意努めているところであります。

議員御提案の市役所における職員採用の門戸を開くべきではないかということについてありますが、創出される雇用は、少数かつ業種から見ても限定的な効果にとどまるものではないかというふうに考えられます。それから、今議会において新たに職員の定員適正化計画をお示ししてまいります。今、行政に対してはスリム化・効率化が強く求められていることから、今後も職員数を計画的に削減していく方針であり、サービス水準を落とさないよう十分配慮しながら、引き続き効率的な人員配置に努めてまいりたいと考えております。また、関連団体での採用につきましては、基本的には団体みずからが主体性を持って考えることですが、今般の経済・雇用情勢を踏まえ、雇用の創出について広く協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（高橋賢治君） 坂井市民環境部長。

〔市民環境部長 坂井敏政君 登壇〕

市民環境部長（坂井敏政君） 議員御質問の3番目、地域公共交通の充実についてお答えいたします。

まず、コミュニティバスの運行につきましては、御承知のとおり、平成19年4月の本格運行以来、これまで利用者の意見や要望等を聞き入れながら、路線数や経路、運行ダイヤ、利用料金などについても改善を重ねてまいりましたが、依然として乗車率の低い地域があります。このことから、利用率の低い地域につきましては、抜本的な見直しを図り、利用しやすい運行形態を確立することが必要と考えております。見直しに当たっては、利用率の低い地域の皆様と十分協議し、ニーズを的確にとらえた上で、地域の特性に応じた利用しやすいものになるよう、運行形態や運行システムなどの調査・分析を地域公共交通の専門コンサルタントにアドバイスを受けたいと考えております。あわせて、既存路線の検証につきましても、調査・分析を行ってまいりたいと考えております。

次に、万葉線やJR並行在来線につきましては、万葉線対策協議会や富山県並行在来線対策協議会において利用増加策やあり方について協議しておりますが、議員が述べられたように、現在国が制定を検討しております交通基本法の趣旨を踏まえて、市の総合的な交通体系のあり方を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（高橋賢治君） 竹内福祉保健部長。

〔福祉保健部長 竹内 満君 登壇〕

福祉保健部長（竹内満君） 澤村議員御質問の2点目、障害者自立支援法の廃止についてお答えいたします。

障害者自立支援法は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的に、平成18年4月から施行されました。法施行当初から、障害者に費用の1割負担を求める応益負担に対する問題等が指摘されており、今日まで何度も負担の軽減措置が図られてまいりましたが、昨年の新政権の発足により障害者自立支援法の廃止が明言され、新たな制度ができるまでの間、本年4月から、市民税非課税世帯等の利用者負担を無料にする措置がとられることとなって

おります。本市におきましても、国の応益負担から応能負担への転換を受け、市が主体となって実施しております地域生活支援事業の市民税非課税世帯等の利用者負担につきましては、4月から無料にする方向で、現在作業を進めております。

また、障害者自立支援法は、障害のある人が自立し、生き生きと暮らせる地域社会をつくるという理念のもと、今日までさまざまな事業、サービスが展開されてきたところであり、この理念は、新制度においても継続されるべきであると考えております。

なお、御質問の地域移行の状況につきましては、本市においては、自立支援法が施行されてからこれまでの間、施設からグループホーム等を利用して地域での生活に移行された方は13人となっております。また、施設入所の待機状況につきましては、地域での生活が困難なため、やむを得ず知的障害者施設の利用を希望されている方は、現在5人おられます。今後も引き続き、このような方々の希望に添えるよう、市としての必要な支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（高橋賢治君） 澤村 理君。

〔2番 澤村 理君 登壇〕

2番（澤村理君） 御答弁いただきましたが、私の質問の中で臨時職員だけで業務をしているという職場もあるというお話をいたしました。これについて今後どうしていくか、考え方がもしあれば、御答弁いただきたいと思えます。

副議長（高橋賢治君） 当局の答弁を求めます。

宮田企画総務部長。

〔企画総務部長 宮田雅人君 登壇〕

企画総務部長（宮田雅人君） 今ほどの議員の再質問でございますが、確かにそういった実態のあるところは承知をいたしております。これまでも年2回、所属長のヒアリングなどをやっております。そういったことから、それぞれの部署での問題点の提起を受けております。そういったこともいろいろ考慮しながら臨んでまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。